

建設大臣が都市計画を決定する際、 民有地を区域内に定めたことに違法性があるとされた事例

(最高裁 平18・9・4 判時1948-26)

建設大臣が都市計画公園とする決定に、隣接する国有地でなく民有地を区域に定めた行為が裁量権の範囲を逸脱・乱用に当たらないとした判断に違法性があるとされ差し戻された事例。(最高裁 平成18年9月4日判決 破棄差戻 判例時報1948号26頁)

1 事案の概要

昭和32年12月21日建設大臣は、林業試験場施設跡地を都市計画公園として計画決定を告示した。この区域の南側入口設置のために、隣接する公務員宿舎が建築されている国有地でなく民有地を決定区域に定めた。その後昭和62年計画の一部変更が行われ、東京都は区域南側と区道を接続する部分を整備するため、当該民有地を含めて平成8年12月2日付け東京都都市計画公園として建設大臣の事業認可を受けた。当該民有地に土地、建物を有する住民は、同地には居住用等の建物が7棟以上あること、西側公務員宿舎敷地を用いることによって南側公道に接合する公園入口を設けることは可能であり、これを利用せず当民有地を計画区域としたことは、個人の私権より公務員の居住の利益を優先したもので、行政の裁量権を著しく逸脱したものであり、違法であると主張し認可の取り消しを求めた。

(1) 平成14年8月27日、東京地方裁判所は、次のように判断して事業認可を取り消した。

都市施設の適切な規模や配置といった事項について、行政庁には広範な裁量が付与されていることを是認しながらも、公用負担を課することができるのは公有財産により行政目的が達成できないときとされるべきであって、民有地を利用できるのは他に利用可能な公有地が存在しない場合に限られ、本件決定は裁量権を逸脱した違法な決定であるとして都市計画事業決定を取り消した。

(2) 平成15年9月11日、東京高等裁判所は、次のように判断して事業認可は違法でないとした。

一審で言われた公有地優先の原則を否定した上で、「建設大臣が民有地を公園予定区域に定めた理由は、貴重な樹木が多くその保全のためには、大規模な伐採は行なわず、公園内通路も既存の通路を活用するとすれば南門は計画と同じ位置に設けることとなる。」「民有地を活用すると区道南門まで最短距離で見通しのよい入口となる。」以上から建設大臣が民有地を公園区域に定めた行為は、合理性に欠けるものではない、都市計画決定に際して裁量権の範囲を逸脱又は乱用に当たらないとした。したがって都市計画決定に基づく本件事業認可も違法ではないとした。

2 判決の要旨

最高裁判所は、次のように判断して東京高

等裁判所に本件を差し戻した。

- (1) 控訴審、一審の判決に言う公有地優先の原則を否定しつつも、「都市施設の区域は合理性を持って定められるべきで民有地に代えて公有地を利用することができるときは、そのことも合理性を判断する一つの考慮要素となるものである。」とした上で建設大臣が、「林業試験場には貴重な樹木が多く、その保全のため、南門の位置は現状のとおりとしなければならないとした判断は合理性を欠いていない」としたことについて、「南門の位置を変更することにより林業試験場の樹木に悪影響が生ずるかなど、建設大臣が合理的判断をする上で具体的な事実を確定していない」、「原審の確定した事実みのみから南門の位置を現状のとおりとする必要を肯定し、民有地を区域内に定めたことについて合理性に欠けるものではないとすることはできない」と判示し、この点についてさらに審理を尽くすため、東京高等裁判所に差し戻した。
- (2) なお補足意見として、「民有地に代えて公有地を利用することができるときは、そのことも合理性を判断する一つの考慮要素となるものである。」としたことについて、民有地だけでなく公有地が存在するために、都市計画の目的達成から見てより合理性の低い計画が立てられるとすれば都市計画の本旨に反するとし、公有地優先の原則を採用したかのように誤解されることのないよう歯止めをかけている。

3 まとめ

本判決は、都市計画決定そのものを違法としたものではないが、都市計画決定の行政の判断について、その裁量権の範囲を逸脱または濫用していないとする控訴審判断の違法性を指摘したものとして珍しい事例である。